議案第161号

前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例(昭和59年前橋市条例第11号)の一部を次のように 改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

道路占用料金表

	占 用 物 件	単 位	占用料
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		870円
物	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルにつ き1年	5円
	地下に設ける電線その他の線 類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円

	その	つ他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第 1項第2号に	外径が0.07メートル未満 のもの			長さ1メートルにつ き1年	21円
掲げる物件	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの				30円
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			45円
			メートル以上 未満のもの		61円
			メートル以上 k満のもの		91円
			メートル以上 k満のもの		120円
			メートル以上 k満のもの	_	210円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				300円
	外往	圣が1メー	トル以上のもの		610円
法第32条第 1項第3号に 掲げる施設	自動運	法第2条 第2項第 5号に規	地下に設けるもの		3円
	行補助施設	定自行に検対し置導の線す動装よ知象です線他類る運置るのと設るその	その他のもの		10円
	況を表え		造又は交通の状 する標示柱その	1本につき1年	810円
		その他のもの	上空に設ける もの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円
			地下に設けるもの		300円
	その	つ他のもの	l		1,000円

法第32条第1	項第4号に掲	げる施設		1,000円
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A に 0.004 を 乗じて得た 額
		階数が2のもの		A に 0.006 を 乗じて得た 額
		階数が3以上の もの		A に 0.007 を 乗じて得た 額
	上空に設ける通路			900円
	地下に設け	る通路		540円
	その他のも	の		1,000円
法第32条第 1項第6号に	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18円
曷げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1か月	180円
令 (昭和27	看板(アーチであ		表示面積1平方メー トルにつき1か月	180円
	るものを 除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
いう。)第	標識		1本につき1年	810円
7条第1号に 掲げる物件		祭礼、縁日その 他 の 催 し に 際 し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	18円
		その他のもの	1本につき1か月	180円
		他の催しに際し、一時的に設	その面積1平方メートルにつき1日	18円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	180円
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1か月	1,800円
		その他のもの		900円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メー トルにつき1年	1,000円
^ **** - ** *** . F	コル 担 ば オ 一	 事用施設及び同条	占用面積1平方メー	180円

第5号に掲げる工事用材料			トルにつき1か月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条 第7号に掲げる施設				100円
令第7条第8 号に掲げる 施設				Aに0.012を 乗じて得た 額
				Aに0.017を 乗じて得た 額
	ルの上の地下 を除く。) に	階数が1のもの		A に 0.004 を 乗じて得た 額
	設けるもの	階数が2のもの		A に 0.006 を 乗じて得た 額
		階数が3以上 のもの		A に 0.007 を 乗じて得た 額
	その他のもの			A に 0.025 を 乗じて得た 額
令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物			A に 0.015 を 乗じて得た 額
	その他のもの			Aに0.011を 乗じて得た 額
令第7条第 10号に掲げ る施設及び	建築物			A に 0.022 を 乗じて得た 額
自動車駐車場	その他のもの			A に 0.011 を 乗じて得た 額
令第7条第 11号に掲げ る応急仮設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの			Aに 0.015 を 乗じて得た 額
建築物	上空に設けるも	o Ø		A に 0.022 を 乗じて得た 額
	その他のもの			A に 0.031 を 乗じて得た 額

令第7条第12	号に掲げる器具	Aに0.025を 乗じて得た 額
令第7条第 13号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路 面下に設けるもの	A に 0.015 を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を 乗じて得た 額
	その他のもの	A に 0.031 を 乗じて得た 額
令第7条第14号に掲げる施設		A に 0.031 を 乗じて得た 額

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項の 許可を受けて存する占用物件(施行日以後に当該許可に係る期間が更新される占 用物件を含む。以下「既存占用物件」という。)について徴収する施行日以後の 占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定 を適用して算定した額とする。この場合において、その額が次の各号に掲げる年 度の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該各 号に定める方法により算出した額とする。
 - (1) 令和6年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算定した 占用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和7年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額(前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額